

利益相反管理方針

株式会社上田トラディション証券

株式会社上田トラディション証券（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引法第 36 条第 2 項に基づき「利益相反管理方針」を定め、以下の内容に基づき、業務に係るお客様の利益が利益相反行為によって不当に害されることのないよう、適正に業務を行うものとします。

1. 利益相反のおそれのある主要な取引の類型化

当社が管理の対象とする「利益相反」の主要な類型は下表のとおりです

- ① 当社、グループ会社の利益を図るために、お客様の利益が不当に害されるおそれのある場合
- ② 当社、グループ会社がお客様から入手した非公開情報を利用することにより、お客様の利益が不当に害するおそれのある場合

2. 利益相反のおそれのある主な取引例

1) 取引類型①について

金融商品取引法における行為規制や禁止行為に違反する取引もしくは違反が発生するおそれのある取引

2) 取引類型②について

顧客情報の漏えいや目的外利用等により、自社、グループ会社が不当な利益を追求するおそれのある取引

3) 上記以外の場合

当社の従業員がお客様の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興の供与を受ける場合

3. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、上記によって特定された取引に対し、利益相反管理統括者がそれぞれの特性や程度等に応じ、顧客の利益が不当に害されることのないよう以下の方法またはその組み合わせにより、管理を行います。

- 1) 取扱部署の分離その他の情報隔壁・情報遮断
- 2) 取引の条件または方法の変更
- 3) 一方の取引の中止
- 4) 利益相反のおそれがある旨のお客様への適切な情報開示および同意の取得

4. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理体制を統括する部署をリスク管理本部とし、リスク管理本部長を利益相反管理統括者とします。リスク管理本部は利益相反のおそれがある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

5. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象は、当社、当社の関連会社である株式会社上田トラディション・デリバティブおよび株式会社トラディション日本とします。

以上